

社会福祉法人薫風会 基本理念

社会福祉法人薫風会は、日本国憲法第十三条（個人の尊重）「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」により、この法のもと生活の場における地域化、また福祉サービスを求めているすべての人に、「尊厳と自由」を尊重し、サービスの質の向上を図り、コンプライアンスの体制強化に努めます。

私たちは要援護者に対するプロとして、S（スマイル）・H（ハート）・A（アクト）を法人のモットーとし、経営基盤の健全化を図ります。